様式第１－１号

整理番号	4－1

支　出　証　拠　書

2025/9/16

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内　容	月間『ガバナンス』購読料（令和7年4~8月の5ヶ月分）		
年　月　日	令和７年４月１日～令和７年８月31日	金　額	4,125　円

目　的	各種情報収集と研究
使　途	月間『ガバナンス』購読料（令和７年４月～令和７年８月）
政務活動・県政との関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する

≪領収書貼付枠≫

契約購読期間が令和４年９月号から令和７年８月号（36ヶ月間）のため各会計期間で案分し充当する

本年度：令和７年４月号から令和７年８月号の５ヶ月間を充当する

29,700円×5/36＝4,125円

令和４年度 9～3月分 5,775円（4年9月整理番号 9-10 参照）
令和５年度 4月分　825円（5年4月整理番号 4-1 参照）
令和５年度 5～3月分 9,075円（5年5月整理番号 5-1 参照）
令和６年度分　9,900円（6年4月整理番号 4-1 参照）
令和７年度 4～8月分 4,125円　←今回充当分
合　計　29,700円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,125　円	／ 100%	4,125　円

4－1

様式第１－１号

参考

整理番号	9－10

支出証拠書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内　容	参考書籍購入		
年月日	令和４年９月16日～令和　年　月　日	金　額	5,775円

目的	各種情報収集と研究
使途	月間『ガバナンス』購読料
政務活動・県政との関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るため購読し活用する

≪領収書貼付枠≫

契約購読期間が2022年９月号から2025年８月号のため各会計期間で案分し充当する

（本年度　2022年９月号から2023年３月号（７か月分）を充当）

→ 29,700円 × 7/36月 = 5,775円　（令和4年度分）

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	5,775円	100 %	5,775円

4-1

参考

請　求　書

佐野　愛子　様　　令和　4年　8月　30日

東京都江東区新木場1丁目18番11号（〒136-8575）
株式会社ぎょうせい
代表取締役社長　成吉

下記のとおりご請求いたします。
金額には消費税及び地方消費税が含まれております。（10%）　（0422-0009489）

ご請求額	お得意様No（請求No）
¥29,700.-	[redacted]

お支払は令和　4年10月31日までにお願いします。

品名	追録号数	数量	単価	金額	備考
月刊「ガバナンス」2022年 9月号～2025年 8月号	購読料	1	29700	29700	

（振込先）みずほ銀行東京営業部　（001）　01220089058
普通預金　4913720　カ）ギョウセイ　（49）
（要打電項目）[redacted]　サノ アイコ

E

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-09-16	23003	A96150001
取扱店	ワジエダ	
払込口座	00140-8	10000
払込金額	*29,700	料金 *0

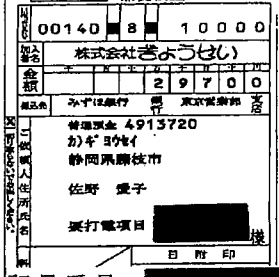

振替受付票

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

記号番号 [redacted]

とっても便利！安心！オトク！
ゆうちょデビット　サービス開始！

2025. 4月～8月

5/36

様式第１－２号

整理番号	4-2

支　出　証　拠　書（各種団体会費）

3/9　　（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費		
内　　容	藤枝・図書館友の会　2025年度会費　（4～1月の10ヶ月分）		
年　月　日	令和7年4月1日～令和　年　月　日	金　額	833　円

会の趣旨・目　的	市民に利用されやすく地域発展に貢献する
会の活動内容等	図書や資料の提供の他、憩いとコミュニケーションの場としての役割、情報の発信・受信をして地域発展に貢献する
政務活動・県政との関連性	県立図書館運営の提案等に役立てる

≪領収書貼付枠≫
支払額が1,000円であるが
会計期間　2025年2月～2026年1月のため、2025年4月から2026年1月（10ヶ月間）を充当する
1,000円×10/12＝833円

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・(その他)（　総会資料　）

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	833　円	／ 100%	833　円

藤枝・図書館友の会　領収書

一金１，０００円　也

上記金額、2025年度会費として領収しました

2025年 3 月 5 日

藤枝・図書館友の会会長 [redacted]

R7.4 ～ R8.1

藤枝・図書館友の会　２０２５年度総会

２０２５年3月9日（日）午後1時　　藤枝市立駅南図書館・集会室

開会挨拶　藤枝・図書館友の会会長　南雲　初義

＜次　第＞

＜報　告＞　Ⅰ　2024年度活動報告　　Ⅱ　会計報告　　Ⅲ　会計監査報告

＜議　事＞　Ⅰ　2025年度活動方針案　Ⅱ　予算案　　Ⅲ　役員案

＜報　告＞

Ⅰ　2024年度　活動報告（案）

1. 2024年度総会並びに記念講演会の開催（3月17日・日　駅南図書館）
総会に引き続き、記念講演会…講師・[redacted]（むるぶ前編集長・「藤枝・焼津でどうした家康」を開催した。
参加者は53名（友の会ニュース50号で報告）
2. 7月9日（日）図書館見学会「タントクール子ども館」「焼津でどうした家康」コースを巡る旅」を企画しましたが、人数が集まらず、中止とした。
3. 友の会主催おとなのための朗読会の開催
朗読を＜岡部朗読「青い山」の会＞に依頼、実施した。熱演で好評だった。
9月15日…梶永正央「最後の客」小泉八雲「おかめの話」　藤沢正平「雪の比丘尼橋」参加者26名
10月13日….藤沢周平「晩夏の光」「約束」「参加者　34名
11月24日…芥川龍之介「杜子春」　藤沢周平「報復」参加者　26名
4. 会報の発行　今年度50号、51号、52号を発行した。
5. 藤枝市へ要望事項の提出（12月6日）
「藤枝市公共図書館等の更なる充実のため懇談のお願い」を提出、
1月15日（水）、教育部図書課長との懇談を行い要望、意見交換を行った。
図書課長からの回答内容は別紙のとおり。
6. 駅南図書館「おはなしの部屋」へ、友の会会員有志10名が“はなし手”として、月1回参加
7. 今年度の会員数は86名
8. 運営委員会は8回開催した。
9. 関係諸団体との連携・協働など
図書館交流会に出席　6月29日　県立図書館
地域芸術祭から見るボランティア等

Ⅱ 2024年度会計報告(2024年2月～2025年1月)

収入の部

科目	予算	決算	備考
会費	90,000	80,000	@1,000×80 人
朗読会参加費	5,000	2,500	@100x 25人
講演会参加費	5,000		
寄付金	3,000	0	
雑収入	1,300	12,012	駅南図書館お話会協力費
前年度繰越金	156,700	156,700	
計	261,000	251,212	

支出の部

科目	予算	決算	備考
講演・ｾﾐﾅｰ費	70,000	40,000	[redacted]氏講演会、朗読会謝礼等
印刷費	15,000	9,741	友の会ニュース等
通信費	35,000	17,863	友の会ニュース郵送代
事務・消耗品費	5,000	4,406	封筒、宛名ラベル、プリンターインク等
会議費	1,500	1,000	会場使用料
活動費	40,000	17,000	お話会意見交換会等
雑　費	1,000	5,000	県図書館交流会経費分担金
予備費	93,500	0	
計	261,000	95,010	

収入・251,212円－支出・95,010円＝156,202円…次年度繰越金

Ⅲ 会計監査報告

2025年2月11日監査の結果、会計報告のとおり相違ありません。

会計監査委員 [redacted]

＜議　事＞Ⅰ　2025年度活動方針(案)

1. 図書館についての学習・調査、藤枝市立図書館の充実を願う市行政への提言
2. 会員の要望に沿った読書会、朗読会、講演会、読み聞かせと音楽コンサートなどの企画・開催
   朗読会　6月22日([redacted]氏・[redacted]氏)
   7月20日 or 27日([redacted]氏・[redacted]氏)
   8月24日 ([redacted]氏・[redacted]氏)　以上予定　　朗読作品未定
   資料代　　1回100円
   よみ聞かせと音楽のコンサート(仮題)　12月7日
3. 図書館見学会の企画・実施
4. 駅南図書館「おはなしのへや」への協力
5. 会報「友の会ニュース」の発行
6. 関係諸団体との連携・協働、など

Ⅱ　2025年度予算案(2025年2月～2026年1月)

収入の部		支出の部	
科目	金額・円	科目	金額・円
会費(@1000×80口)	80,000	講演・ｾﾐﾅｰ費	80,000
朗読会参加費	3,000	印刷費	15,000
講演会参加費	5,000	通信費	35,000
寄付金	3,000	事務・消耗品費	5,000
雑収入	1,300	会議費	1,500
前年度繰越金	156,202	活動費	40,000
		雑　費	5,000
		予備費	66,702
計	248,502	計	248,502

※科目間の流用を認める

Ⅲ　役員(案)

次のとおり提案します。

会　長／[redacted]　副会長／[redacted]　副会長兼事務局担当／[redacted]
会　計／[redacted]　ニュース担当／[redacted]　会計監査／[redacted]

運営委員会の構成(総会時・12名、五十音順)

[redacted]

様式第１－１号

整理番号	4－3

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　　佐野愛子　　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	令和７年４月分　事務所賃借料及び送金手数料		
年　月　日	令和７年３月25　日～令和　年　　月　　日	金　　額	50,220　円

目　的	政務活動を行うための事務所の賃借料
使　途	令和７年４月分賃借料
政務活動・県政との関連性	――――――――

≪領収書貼付枠≫

ご利用明細票

お取扱日	店　番	お取引内容
07-03-25	23003	通帳送金
記　　号	番　　号	
＊＊＊＊＊	[redacted]	
取扱番号	お取引金額	
N134	＊100,000	
[redacted]	残　高	
	[redacted]	

清水銀行
藤枝駅西支店
普通　　2215815
カ）マルトシアオキ

送金料金　　＊440円
振込予定日 07-03-25

サノ　アイコ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	100，440円	1／2 ％	50,220円

様式第１－１号

整理番号	4-4

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	自動車リース料（令和７年４月分）		
年　月　日	令和７年４月７日～令和　　年　　月　　日	金　　額	6,840　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

*月額リース料金（32,655 円）から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を除いた金額（13,681 円に 1/2 を乗じた額）6,840 円を充当する

別紙活動費充当額計算根拠を添付する

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	13,681 円	1／2 %	6,840 円

画面ID：BNY060

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

（全2件） **並べ替え：** 番号 | 日付 摘要 メモ

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
001	2025年04月07日分	32,655円			出金	ﾎﾝﾀﾞﾌｧｲﾅﾝｽ	[編集]
							[編集]

04月15日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード (CSVファイルでダウンロード)

トップページへ

自動車リース料の活動費充当額計算根拠

7-4-4

参考

リース料総額 A　　1,959,300円（32,655円/月　60回）別紙リース料参照

対象外経費計B　▲ 1,138,440円

経費計算

対象外経費	重量税	▲73,800円
〃	任意保険料	▲574,640円
〃	メンテナンス料	▲600,000円
対象経費	エンジンオイル料	110,000円（メンテナンス料の内、対象経費にあたるエンジンオイル料を調整） 5,500円×20回

対象経費　C　820,860円 A-B

月額リース相当額 C÷60回　13,681円

ひと月活動費充当額1/2　6,840円

ホンダカーリース契約書(注)

株式会社ホンダファイナンス

2022年6月改訂

HFC 41-03-2206

0098265

申込日 2022 年 11 月 4 日

契約日 年 月 日

契約番号 [redacted]

リース見積試算番号 [redacted]

新規 ○ 代替 ○ 増車 ○ リース ○ 新車 ○ 中古車 ○ メンテナンスリース ○ ファイナンスリース ○

[redacted]

借受人

本人確認資料: ☑運転免許証 □パスポート □保険証 □在留カード/特別永住証明書

法人契約は所在地 個人契約はご自宅: [redacted]

法人名: 佐野 葵子

代表電話又は自宅電話: (054) 131 - 0803

携帯電話: [redacted]

法人契約は署名者名 個人契約はお名前: 佐野 葵子 ㊞ [redacted] 男・女

登記住所: [redacted]

生計を同一とする者(別居を含む): [redacted] ご住居: [redacted]

勤務先名又は屋号: 静岡県庁 居住年数: [redacted] 本人又は配偶者の住宅ローンもしくは家賃支払: [redacted]

勤務先所在地: 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 勤務先電話: [redacted]

雇用形態: ①自営業者 ②正社員・公務員 3.契約社員 4.派遣社員 5.パート・アルバイト 6.年金 7.無職 8.学生 9.会社役員 勤続年数: [redacted]

連帯保証人

名称: [redacted] 部署名: [redacted] ご担当者名: [redacted]

ご住所: 〒 - 電話番号: ( ) - 内線 ( )

請求先

名称: [redacted] 部署名: [redacted] ご担当者名: [redacted]

ご住所: 〒 - 電話番号: ( ) - 内線 ( )

預貯金口座

[redacted]

譲渡人

東京都武蔵野市中町二丁目4番15号
株式会社ホンダファイナンス

取扱販売会社

コード 2 2 6 5 0 6 0 - 0 1

静岡県藤枝市水守1-2-16

C藤枝東
ホンダモーター藤枝販売(株)
水守店
TEL 054-644-6000
FAX 054-643-1865 コード907 [redacted]

保守先(取扱販売会社と異なる場合記入)

コード
社名
住所
TEL 担当

使用者名義人

佐野葵子 申込者との関係 本人

メモ欄

[redacted]

連帯保証人

本人確認資料: □運転免許証 □パスポート □保険証 □在留カード/特別永住証明書

氏名: [redacted] お申込者とのご関係: 1.親子 2.夫婦 3.兄弟 4.親戚 5.代理者 6.上司 7.同僚 8.その他( ) 性別: 男・女

生年月日(西暦): 年 月 日(歳) 自宅電話: ( ) - 携帯電話: ( ) -

ご住所: 〒 - フリガナ

生計を同一とする者(別居を含む) 配偶者: 有・無 子供: 人 その他: 人

ご住居: 1.自己所有 2.家族所有 3.社宅 4.分譲マンション 5.公団公社 6.賃貸マンション 7.寮 8.民間アパート 9.その他( ) 居住年数: 年 ヶ月

本人又は配偶者の住宅ローンもしくは家賃支払: 有・無 勤務先電話: ( ) -

勤務先名又は屋号: フリガナ

勤務先所在地: 〒 -

雇用形態: 1.自営業者 2.正社員・公務員 3.契約社員 4.派遣社員 5.パート・アルバイト 6.年金 7.無職 8.学生 9.会社役員 勤続年数: 年 ヶ月 税込年収: [redacted]

連帯保証人

本人確認資料: □運転免許証 □パスポート □保険証 □在留カード/特別永住証明書

氏名: [redacted] お申込者とのご関係: 1.親子 2.夫婦 3.兄弟 4.親戚 5.代理者 6.上司 7.同僚 8.その他( ) 性別: 男・女

生年月日(西暦): 年 月 日(歳) 自宅電話: ( ) - 携帯電話: ( ) -

ご住所: 〒 - フリガナ

生計を同一とする者(別居を含む) 配偶者: 有・無 子供: 人 その他: 人

ご住居: 1.自己所有 2.家族所有 3.社宅 4.分譲マンション 5.公団公社 6.賃貸マンション 7.寮 8.民間アパート 9.その他( ) 居住年数: 年 ヶ月

本人又は配偶者の住宅ローンもしくは家賃支払: 有・無 勤務先電話: ( ) -

勤務先名又は屋号: フリガナ

勤務先所在地: 〒 -

雇用形態: 1.自営業者 2.正社員・公務員 3.契約社員 4.派遣社員 5.パート・アルバイト 6.年金 7.無職 8.学生 9.会社役員 勤続年数: 年 ヶ月 税込年収: [redacted]

リース自動車

※リース開始日は運行日又は納車日が開始日となります。

新車 中古車 登録年月 平成29年11月28日(初度登録年月) 初度登録年月 平成29年11月

車名: [redacted] 型式: 車台No.: 登録No.:

付属品・その他

規定損害金基本額: 1,781,220 円

走行距離: 月間 1.5 千km/月 初回 90.0 千km 超過走行料 6 円/km

リース条件

リース開始日: 2022 年 11 月 28 日 期間: 60 ヶ月

リース満了日: 2027 年 11 月 27 日

	円	内消費税等 円
(A) リース料お支払総額	1,959,300	178,080
前払リース料 (B) 現金(頭金)	0	0
(C) 下取車現金化額	0	0
(D) 合計 (B) + (C)	0	0
(E) リース料支払合計額 (A) − (D)	1,959,300	178,080

支払条件

初回支払日: 2023 年 1 月 5 日 約定日 毎月 5 日

最終支払日: 年 月 日

	円	内消費税等 円	
月額リース料 (E)÷期間	32,655	2,968	60 回
ボーナス加算額(1回当り)			回
初回ボーナス加算年月	年 月		
ボーナス加算月	月 月		

月額リース料の元本部分、利息のみの月が以下のとおりとなります。

任意保険

保険会社名: 三井住友海上火災 保険種類: 一般自動車総合保険 保険代理店名:

保険期間: 2022/12/16 ~ 2023/12/16 証券番号:

加入条件: フリート 割引・割増率 ノンフリート 等級 等級 年齢問わず担保( )歳未満不担保

対人賠償	対物賠償	搭乗者傷害	人身傷害
無制限 万円	無制限 万円 免責額 万円	1,000 万円	無制限 万円

車両保険: 一般条件・その他( ) 車両免責額: 0-10 万円

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
115 万円	105 万円	90 万円	80 万円	70 万円	万円	万円

費用負担区分

○は含む ×は含まない	項目		項目	
	車両代	○	登録費用	×
	自動車税種別割	自動車税種別割 ○	通諸サービス関連費用	○
	自動車税環境性能割	自動車税環境性能割 ×	任意保険料	○
	自動車重量税	○ 6 年分	メンテナンス料	○
	自賠責保険料	○ 72 ヶ月分	リサイクル預託金は、自動車所有者であるホンダファイナンスが負担いたします。	

費用とされない費用
① 上記に含まれる費用以外の費用
② 車検基本整備費用以外の追加費用
③ 自動車の維持管理にかかる費用
④ 自動車本体の廃棄・処分の費用
⑤ 自動車の現状変更にかかる費用
⑥ 車両保険の免責金額

メンテナンス内容

○は含む ×は含まない	項目		項目	
	継続車検整備	○	バッテリー交換	○ 1 個まで
	定点検整備	○	タイヤ交換	○ 10 本まで
	一般修理	○		
	エンジンオイル交換	○		

リース料お支払明細書

この度は、ホンダカーリースをご利用いただき誠にありがとうございます。
お支払明細書をご送付いたしますので、内容をご確認の上、契約終了まで大切に保管下さいます様お願い申し上げます
☆尚、本状にお心あたりのない場合やご不明な点がございましたらお手数ですが表記「お問い合わせ先」迄ご連絡下さい。

〈ご契約内容〉

ご契約番号	[redacted]	ご契約日	令和　4年11月28日	ご契約区分	再リース
ご契約者様	佐野　愛子　様				
リース期間	[redacted]				
お取扱販売店名	ホンダモーター藤枝販売（株）　水守店				
物件内容	[redacted]				

〈お支払内容〉

お支払方法	口座振替	お支払回数	59回
お支払期日	毎月　5日	お支払総額	1,959,300円
リース料お引落口座	＊個人情報保護の為、お客様のお引落口座につきましては表示を控えさせていただいております。 ※お支払期日の前日までに指定口座にご入金下さい。		

お支払期日は毎月5日です。（ただし金融機関休日の場合は翌営業日になります）

月毎のお支払内容は、裏面に記載させて頂いております。同様に左下よりあけてご確認ください。

C14A6K1000090

[redacted]

郵便はがき

㊙お名前・ご住所に変更がございましたら必ず表面の連絡先にご連絡ください

㊙お届け先のご住所に、現在、受取人の方がお住まいでない場合は、お手数ですが「誤配」、「転居した」等をハガキに記載いただき開封せずにそのままポストに投函ください

この部分よりゆっくりはがして中をご覧ください。
反対面にもご案内があります。同様に左下よりあけてください。

料金後納
郵便

親展

転送不可

[redacted]

佐野　愛子　様

C14A6K1000090#

180－0006
東京都武蔵野市中町２－４－15
第７柏栄ビルディング2F

Honda Finance

株式会社ホンダファイナンス

お問合せ先　　カスタマーセンター
TEL 0120-555-381

※土日祝日も営業しております（一部除く）
開封前に宛名をご確認ください
本書面にお心あたりのない場合は、お手数ですが上記【お問合せ先】までご連絡ください。
この部分からゆっくりとはがして中をご覧ください。
同様に裏面の左下からもはがして中をご覧ください。
水濡れしている場合、十分に乾かしてから開封してください。

回数	年	月	お支払金額	内リース料	内消費税
1	5	1	65,310	59,374	5,936
2	5	2	32,655	29,687	2,968
3	5	3	32,655	29,687	2,968
4	5	4	32,655	29,687	2,968
5	5	5	32,655	29,687	2,968
6	5	6	32,655	29,687	2,968
7	5	7	32,655	29,687	2,968
8	5	8	32,655	29,687	2,968
9	5	9	32,655	29,687	2,968
10	5	10	32,655	29,687	2,968
11	5	11	32,655	29,687	2,968
12	5	12	32,655	29,687	2,968
13	6	1	32,655	29,687	2,968
14	6	2	32,655	29,687	2,968
15	6	3	32,655	29,687	2,968
16	6	4	32,655	29,687	2,968
17	6	5	32,655	29,687	2,968
18	6	6	32,655	29,687	2,968
19	6	7	32,655	29,687	2,968
20	6	8	32,655	29,687	2,968
21	6	9	32,655	29,687	2,968
22	6	10	32,655	29,687	2,968
23	6	11	32,655	29,687	2,968
24	6	12	32,655	29,687	2,968
25	7	1	32,655	29,687	2,968
26	7	2	32,655	29,687	2,968
27	7	3	32,655	29,687	2,968
28	7	4	32,655	29,687	2,968
29	7	5	32,655	29,687	2,968
30	7	6	32,655	29,687	2,968
31	7	7	32,655	29,687	2,968
32	7	8	32,655	29,687	2,968
33	7	9	32,655	29,687	2,968
34	7	10	32,655	29,687	2,968
35	7	11	32,655	29,687	2,968
36	7	12	32,655	29,687	2,968
37	8	1	32,655	29,687	2,968
38	8	2	32,655	29,687	2,968
39	8	3	32,655	29,687	2,968
40	8	4	32,655	29,687	2,968
41	8	5	32,655	29,687	2,968
42	8	6	32,655	29,687	2,968
43	8	7	32,655	29,687	2,9
44	8	8	32,655	29,687	2,9
45	8	9	32,655	29,687	2,9
46	8	10	32,655	29,687	2,9
47	8	11	32,655	29,687	2,9
48	8	12	32,655	29,687	2,9
49	9	1	32,655	29,687	2,9
50	9	2	32,655	29,687	2,9
51	9	3	32,655	29,687	2,9
52	9	4	32,655	29,687	2,9
53	9	5	32,655	29,687	2,9
54	9	6	32,655	29,687	2,9
55	9	7	32,655	29,687	2,9
56	9	8	32,655	29,687	2,9
57	9	9	32,655	29,687	2,9
58	9	10	32,655	29,687	2,9
59	9	11	32,655	29,687	2,9

（*はお支払済み、#は一部お支払済み）　※ご住所などを変更される場合には、表記「お問合せ先」までご連絡をお願い申し上げます。（単位

反対面にもご案内があります。同様に左下よりあけてご確認ください。

[redacted]

7－4－4

契約確認票（ＭＳ）

7-4-4

自動車

一般用

証券番号 [redacted] 明細番号
契約日 R 4年12月 2日 受付日 年 月 日
照会指定日 R 5年 2月 2日 新規・更改 自己 特定
旧証券番号 [redacted] 明細番号

保険契約者 [redacted]

住所 トウキョウト ムサシノシ ナカチョウ 2- 4-15
東京都 武蔵野市 中町 2丁目
４番１５号柏栄ビルディング

氏名 カブシキカイシャホンダファイナンス ダイヒョウトリシ
株式会社 ホンダファイナンス
代表取締役 岩崎 則彦

部店課支社 静岡 藤枝
（AKJ-76） ☎ 054-686-1888
扱代理店/仲立人 ホンダカーズ藤枝東
（4340-D） ☎ 054-641-0729

☆ 保険 R 4年12月16日からPM 4
期間 R 9年12月16日午後4時まで 5年 間

被保険者 所有権留保等
☆記名 サノ アイコ
[redacted]

＜ご契約のお車＞ 事業専用車 該当
車名 [redacted]
仕様
型式
登録番号
車台番号
用途車種 自家用小型乗用車
初度登録 H29.11 車検満了
使用目的 業務 排気量
機械装置
（保険金額 万円）定格
料率クラス 車両 9 対人 6 対物 7 傷害 8
総付保台数 ノンフリート
年令条件 ２６才以上補償

＜賠償＞ 保険金額・免責金額（万円）
☆対人賠償 ムセイゲン
☆対物賠償 ムセイゲン 免責 0
＜傷害＞
☆人身傷害 ムセイゲン
13 搭乗者傷害 死亡・後遺障害 1000
☆＜車両＞ 一般補償
車両 115(1ネンメ) 新車
免責 0- 10
＜その他＞対物超過修理費用 人傷諸費用（入院・後障） 全損時諸費用 レンタカー費用日額５，０００円 ロードサービス費用 車両保険無過失事故

☆長期車両 2: 105 3: 90 4: 80 5: 70
車両所有者

☆合計保険料 574640円

＜特約等＞ おクルマＱＱ隊 運転者年令条件 搭乗者傷害（死亡・後遺障害） 他車運転 弁護士費用（自動車事故） 長期保険料一括払 リースＯＰ 傷害一時金（１・１０万円） 被害者救済費用
＜割増引＞ [redacted]

変更履歴 （変更解約日：変更確認書作成日：領収日：事由）

仮替先
保険料払込方法 一時払 分割初回口振払込保険料 第1回目 円 第2回以降 円 第 回払込期日 年 月 日
代理店サブコード 001 代理店プリコード 907 [redacted] 設定区分
証券作成日 R041206 送付先 1 計上月 R0412 送状No. F169
[redacted]

共同保険(会社コード、引受割合)・分担

プリント日 R 5. 2. 2

<代理店・扱者／仲立人および社員限り（お客さま手交不可）>契約概要のみ表示のため、詳細は契約照会画面で確認。お客さま情報につき取扱注意。使用後はシュレッダー廃棄。

被保性別	(578):	2	被保配偶者	(579):	[redacted]
被保免許証色	(581):	[redacted]	対物無制限	(597):	1
レンタ日額	(625):	5000	対物超過費用	(64M):	1
弁護士費用P	(649): ☆	14530	人身保険料	(651): ☆	38350 ○
全損時諸費用	(692):	2	人身無制限	(699):	1
対人クラス	(702):	6	対物クラス	(703):	7
傷害クラス	(705):	8	保禍区分	(708):	3
使用目的	(712):	1	所有権留保等	(715):	1
リース会社C	(73K):	C4T	車両無過失	(74G):	1
代車費用P	(75F): ☆	28660	付随費用P	(75G): ☆	21130
前契約の有無	(77W):	1	免許有効期限	(778):	[redacted]
サブC名称	(802):	[redacted]	AGサブ	(803):	001
AGフリー2	(804):	[redacted]	AGフリー1	(805):	907
通報フリー欄	(807):	1142	記名被保年令	(81G):	66
被保郵便番号	(82K):	4260132	代理店入力S	(834):	2
傷害一時金	(84C):	3	事故係数期間	(87Q):	01
入力代理店	(876):	4340	保険開始時刻	(896):	2
前年事故係数	(93X):	00	前契約始期	(94A):	H291216
前契約終期	(94C):	R041216	ケアサポP	(95T): ☆	6180
全損諸費用P	(95X): ☆	7020	契約継続回回	(950):	4
法人個人区分	(986):	2	帳票種類	(994):	A1

記名被保険者氏名	(505):	佐野 愛子
記名被保険者住所	(506):	[redacted]
申込人氏名	(988):	株式会社 ホンダファイナンス 代表取締役 岩崎 則彦
申込人住所	(991):	東京都 武蔵野市 中町 2丁目 4番15号柏栄ビルディング

前ページ 1 次ページ

☆印がそれぞれの保険料になります
足すと合計が 574,640円になります

対人 56,520
対物 109,850
} 166,370円
車両 277,220
その他 131,050

保険料総額574,640円

MS&AD 三井住友海上

佐野愛子 事務所 様

前の画面

契約内容（フリー）

7-4-4

0642(
230213 1

証券番号 [redacted] 保険種類 一般用 保険期間 [redacted]

印刷連番	(F46):	1H5056695	受付区分	(F55):	3
証券約款省略	(T15):	1	契約者確認欄	(T57):	1
募集人ＩＤ	(T78):	[redacted]	カスタマーＣ	(Y04):	2-4-15DDDDDDD
カスタマＣＤ	(Y05):	7	ＡＧサブ２桁	(Y19):	01
契約入力実施	(Y57):	1	入力確定日	(Y61):	R041206
入力確定時刻	(Y62):	1447	データ種類	(000):	02
計上年月	(001):	R0412	送状番号	(002):	0F169
送状部課	(003):	AKJ-76	申込日	(010):	R041202
電話番号	(011):	0422-38-0760	郵便番号	(012):	1800006
契約者住所	(013):	ﾄｳｷｮｳﾄ ﾑｻｼﾉｼ ﾅｶﾔﾖｼ	住所コード	(014):	2533009020
		2-4-15	契約者氏名	(015):	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬﾎﾝﾀﾞﾌｧｲ
扱部課支社	(023):	AKJ-76			ｽﾀﾞｲﾋﾖｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ ｲｸ
扱代理店	(025):	4340-D			ｷ ﾉﾘﾋｺ
保険期間	(030):	5Y	保険開始時刻	(031):	4
明細親子識別	(032):	0	払込方法	(052):	0
受付区分	(060):	2	旧証券番号	(061):	[redacted]
送付区分	(063):	1	ＡＧサブ	(065):	001
ＡＧフリー１	(066):	907	ＡＧフリー２	(067):	[redacted]
ＡＧフリー３	(178):	[redacted]	事業専用車	(4AZ):	1
４Ａ４	(4A4):	574640	４Ａ５	(4A5):	574640
年令条件適向	(4F2):	3	運転限定適向	(4F3):	1
コードＳ費用	(4F4):	1	料率用年令１	(4K3):	66
料率用年令２	(4K4):	67	料率用年令３	(4K5):	68
料率用年令４	(4K6):	69	料率用年令５	(4K7):	70
人傷諸費用	(4N1):	1	弁護士費用	(4N2):	2
被害者救済	(4N3):	1	環境対策区分	(4N6):	1
車名	(401):	ｼﾔﾄﾙ	型式	(402):	GP7
車体	(403):	1500 ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ X	登録番号	(405):	[redacted]
初度登録年月	(406):	H2911	車台番号	(408):	[redacted]
用途車種	(413):	13	総付保台数	(414):	1
年令条件	(416):	3	無事故割引率	(419):	40
等級	(424):	[redacted]	前契約等級	(425):	[redacted]
特約コード	(436):	76	記名被保険者	(444):	ﾘﾉ ｱｲｺ
記名被保住所	(445):	ｼｽﾞｵｶｹﾝ ﾌｼﾞｴﾀﾞｼ ﾎﾝｺ	車両免責１回	(450):	00000
		ﾀﾜ 286	車両免責１回	(451):	00000
車両免責２回	(452):	00010	車両保険金額	(453):	115
車両保険料	(454): ☆	277220	対人保険料	(456): ☆	56520 ○
対物免責額	(457):	00000	対物保険料	(459): ☆	109850 ○
搭乗１名金額	(460):	1000	搭傷保険料	(462): ☆	15180
合計保険料	(463):	◎ 574640	車両金額２年	(464):	105
車両金額３年	(465):	90	車両金額４年	(466):	80
前契約会社名	(473):	ﾐﾂｲｽﾐﾄﾓ	前契約会社Ｃ	(474):	04
前証券番号	(475):	[redacted]	対人無制限	(482):	1
車両金額５年	(484):	70	その他事故	(489):	1
車両クラス	(494):	9	本土沖縄料率	(521):	9
被保個人法人	(576):	1	被保生年月日	(577):	S310207

整理番号	4－5

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	Adobe　Acrobat　Pro（令和７年４月分）		
年　月　日	令和７年４月７日～令和　年　月　日	金　　額	990　円

目　的	ＰＤＦファイルの作成、編集、管理をする
使　途	Adobe　Acrobat　Pro 利用料
政務活動・県政との関連性	様々な文書の作成、編集、管理できる機能を政務活動に利用する

≪領収書貼付枠≫

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会使用で1/2ずつを案分	1,980　円	1／2 %	990　円

Adobe Systems Software Ireland Ltd
4-6 Riverwalk
City West Business Campus
Dublin 24
Ireland
適格請求書発行事業者登録番号T3700150007275

オリジナル

請求情報

ご請求番号	[redacted]
発行日	2025年 4月 7日
支払い条件	クレジットカード
注文書	
ご注文番号	[redacted]
お客様	
通貨	円

領収書送付先

[redacted]

佐野 愛子 様

領収書

品目詳細

サービス期間: 2025年 4月 7日 to 2025年 5月 6日

製品番号	製品説明	数量	単位	単価	小計	税率	税	金額
30000068	Acrobat Pro	1	EA	1,800	1,800	10.00%	180	1,980

領収書の合計

小計(円)	1,800
消費税 10.00% JCT	180
合計金額(円)	1,980

備考欄:

請求先連絡先

eCommerce - ASIA (Japan C Cards)

ご注文いただき、誠にありがとうございます!

様式第１－２号

整理番号	4－6

支　出　証　拠　書（各種団体会費）

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　　佐野愛子　　）

経費項目	調査研究費・研修費		
内　　容	特定非営利活動法人集いの場所サンライズ　2025年度会費		
年　月　日	令和7年4月15日～令和　年　月　日	金　　額	5,000　円

会の趣旨・目　的	虐待、人権を侵すなどの行為を受けている子どもを支援し、社会に対し子どもの人権擁護する啓発活動を行うなど子どもが安心し健全に成長できる地域環境づくりに寄与する
会の活動内容等	官民協働育成支援事業「ひかりのいえ」を年間200日以上開所し、季節に応じたイベント活動を開催する他、市役所の子ども若者支援課と連携し不登校などに関する研修会の実施
政務活動・県政との関連性	所属する常任委員会、厚生委員会において子どもの居場所・貧困対策の例として提案の参考とする

≪領収書貼付枠≫

年会費は１口分の5,000円を充当する

領　収　証

佐野愛子　様　　7年4月15日

★ ¥10,000-

但　年会費　2口分

上記正に領収いたしました

内　訳	
税抜金額	
消費税額等（　%）	
内　訳	
税抜金額	
消費税額等（　%）	

特定非営利活動法人
集いの場所サンライズ
〒426-0011 静岡県藤枝市平島239-7
TEL・FAX:054-639-9807

登録番号＿＿＿＿＿＿　GR1020

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（　監事監査報告書（事業計画含む））

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	5,000　円	／ 100%	5,000　円

NPO法人ポータルサイト

ご利用上の注意点
内閣府のＮＰＯ法人に関するデータベースは、各ＮＰＯ法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報をそのまま掲載しているものです。

集いの場所サンライズ

行政入力情報印刷プレビュー画面

行政入力情報

※「行政入力情報」は所轄庁に提出された書類をもとに、所轄庁の担当者が登録を行っております。実際の設立や変更から反映までに時間がかかる場合があります。

更新年月日：2024年05月02日

所轄庁	静岡県
権限移譲先市町村	藤枝市
法人名称	集いの場所サンライズ
法人名称（フリガナ）	ツドイノバショサンライズ
主たる事業所の郵便番号	426-0011
主たる事務所の所在地	静岡県藤枝市平島６３９番地の３
従たる事務所の所在地	－
代表者氏名	野村　美成
代表者氏名（フリガナ）	－
設立認証年月日	2019年02月06日
設立年月日	2020年02月14日
定款に記載された目的	この法人は、虐待、または人権を侵す等の行為を受けている子どもを支援し、同時に社会に対して子どもの人権擁護する啓発活動を行い、かつ関連機関との連携による子どもと家族へのサポートを実施することにより、子どもが安心して健全に成長できる地域環境づくりに寄与することを目的とする。
活動分野	社会教育／人権・平和／子どもの健全育成
特定非営利活動に係る事業	－
その他の事業	－
事業年度開始日	04月01日
事業年度終了日	03月31日
法人番号	1080005007156

監督情報	－

ページトップへ

閲覧書類等

更新年月日：2024年05月07日

2023年度	2023年度事業報告書等(PDF形式：111KB)
2022年度	2022年度事業報告書等(PDF形式：282KB)
2021年度	2021年度事業報告書等(PDF形式：190KB)
2020年度	2020年度事業報告書等(PDF形式：123KB)
2019年度	2019年度事業報告書等(PDF形式：124KB)
2018年度	2018年度事業報告書等(PDF形式：91KB)
役員名簿・定款等	定款(PDF形式：445KB)
閲覧書類備考	※事業報告書は、活動計算書等を一括して掲載しています。 ※事業報告書等の内容によっては、法人に対し補正指導を行っている場合がありますが、補正の有無を問わず一定期間を経過した提出書類は、公開しています。

※[閲覧書類ダウンロード(ZIP形式)]リンクでは、現在表示されているNPO法人について所轄庁が登録した「閲覧書類等」および、NPO法人が登録した「公告（貸借対照表の公告を含む）」のPDFファイルがダウンロード出来ます。

ℹ ※お使いの端末により、ダウンロードを行えない場合があります。

所轄庁情報

法人検索結果で得られる個別の法人情報及び閲覧書類、または所轄庁ごとの最新情報に関する問い合わせは、各法人の所轄庁へお問い合わせください。

所轄庁問い合わせ先 ※NPO法人の連絡先ではありません。	**静岡県 くらし・環境部 県民生活局 県民生活課** 静岡県静岡市葵区追手町９番６号 054-221-3726
備考	※NPO法人の活動内容の詳細は、各法人へお問い合わせください。

ページトップへ

法人入力情報

現在、情報の入力はありません。

内閣府政策統括官(共生・共助担当)付参事官(共助社会づくり推進担当)
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎第8号館
電話番号03-5253-2111(大代表)
Copyright©2023 the Cabinet Office All Rights Reserved.

特定非営利活動法人集いの場所サンライズ

特定非営利活動法人集いの場所サンライズ定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人集いの場所サンライズという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を静岡県藤枝市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、虐待、または人権を侵す等の行為を受けている子どもを支援し、同時に社会に対して子どもの人権擁護する啓発活動を行い、かつ関連機関との連携による子どもと家族へのサポートを実施することにより、子どもが安心して健全に成長できる地域環境づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）社会教育の推進を図る活動

（２）人権の擁護又は平和の推進を図る活動

（３）子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　特定非営利活動に係る事業

①　子どもが健全に育つ環境づくりの支援事業

②　子どもの育ちに関する相談事業

③　虐待される子どもの支援に関する事業

④　児童虐待防止の為の啓発事業

⑤　その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

（２）　その他の事業

①　高齢者サロン事業

②　オリジナルグッズ販売事業

③　チャリティーイベント事業

２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

藤枝市市活支援室
令 2.8.24
第 116 号

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（２）　賛助会員　この法人の事業を賛助する為に入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）　退会届の提出をしたとき。

（２）　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）　継続して１年以上会費を滞納したとき。

（４）　除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）　この定款等に違反したとき。

（２）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

（１）　理　事　６人以上１０人以内

（２）　監　事　１人

2　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）　理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）　この法人の財産の状況を監査すること。

（3）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4　第１項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければなら

ない。

（１） 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２） 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第１９条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２ 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３ 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第２０条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

２ 職員は、理事長が任免する。

第５章 総会

（種別）

第２１条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２２条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２３条 総会は、以下の事項について議決する。

（１） 定款の変更

（２） 解散

（３） 合併

（４） 事業計画及び活動予算

（５） 事業報告及び活動決算

（６） 役員の選任又は解任、職務及び報酬

（７） 入会金及び会費の額

（８） 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第５０条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（９） その他運営に関する重要事項

（開催）

第２４条 通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２ 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１） 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

（２） 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３） 第１５条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第２５条 総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

２ 理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３

０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の７日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２６条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２７条　総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第２９条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２７条、第２８条第２項、第３０条第１項第２号及び第５１条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（３）　総会の決議があったものとみなされた日
（４）　議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第３１条　理事会は、理事をもって構成する。
（権能）
第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）　総会に付議すべき事項
（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）　事業計画及び活動予算の変更
（４）　事務局の組織及び運営
（５）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（開催）
第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）　理事長が必要と認めたとき。
（２）　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）　第１５条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第３４条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって開催日の前日までに通知しなければならない。
（議長）
第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
（議決）
第３６条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第３６条第２項及び第３８条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された資産

（２）　入会金及び会費

（３）　寄付金品

（４）　財産から生じる収入

（５）　事業に伴う収入

（６）　その他の収入

（資産の区分）

第４０条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）

第４１条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４２条　この法人の会計は、第２８条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第４３条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）

第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じるこ

とができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第４６条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４７条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４８条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４９条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第５０条　この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入によって償還する短期借入金を除き、総会の承認を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５１条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（１）　目的

（２）　名称

（３）　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

（４）　主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

（５）　社員の資格の得喪に関する事項

（６）　役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

（７）　会議に関する事項

（８）　その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

（９）　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

（10）　定款の変更に関する事項

（解散）

第５２条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３） 正会員の欠亡
（４） 合併
（５） 破産手続開始の決定
（６） 所轄庁による設立の認証の取消し

２ 前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の３分の２以上の承諾を得なければならない。

３ 第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５３条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、この法人と類似する目的を有する公益法人、又は特定非営利活動法人のうち、総会の議決を持って決した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第５４条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章 公告の方法

（公告の方法）

第５５条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲示する。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載する。

第１０章 雑則

（細則）

第５６条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

１ この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２ この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長
副理事長
理事
[redacted]
監事

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から２０２０年3月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第４９条の規定にかかわらず、成立の日から２０１９年3月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1） 正会員		入会金	無し
	個人会員	年会費	5，０００円（一口）
	法人、団体会員	年会費	１０，０００円（一口）
（2） 賛助会員		入会金	無し
	個人会員	年会費	3，０００円（一口）
	法人、団体会員	年会費	5，０００円（一口）

7　この定款は令和２年　5月　２０日から施行する。

監事監査報告書

令和７年４月７日

特定非営利活動法人集いの場所サンライズ

理事長 野村 美成 殿

特定非営利活動法人集いの場所サンライズ

幹事 [redacted]

私は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人集いの場所サンライズの2024年度（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）の事業報告書及び計算書類（収支計算書）について監査を行った。

私は、理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の開覧等必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討した。また、経営の状況及び財産の状況に関する監査に当たっては、証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行った。

監査の結果、法人の業務は法令、定款及び令和６年度の活動方針、事業計画に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、私は、上記の事業報告書及び計算書類が、特定非営利活動法人集いの場所サンライズの令和７年３月31日をもって終了する事業年度の業務執行の状況、経営の状況及び同日現在の財政状態を適正に表示しているものと認める。

以上

2.児童、保護者、学校の意見

子供の意見

・ご飯がおいしい(3)・ひかりのいえの全部が好き(2)
（令和6年4月1日から令和6年3月31日まで）
・スタッフが遊んでくれるとこ
・スタッフが優しいけど、うるさすぎないところ
・「ひかりのいえ」はにぎやかで楽しい
・ごはんを皆で食べるところが好き。
・お餅つきが楽しい　　年末調整
・誕生日の時にご飯のメニューやバースデイケーキを リクエストできることがうれしい。
・２週間に1回ではなく毎週来たい(3)
・毎日来たい
・遊び道具をもっと増やしてほしい。
・今のままがいい
・公園でもっと遊びたい

保護者からの意見

・にYouTubeを観ることが多いですが、。ひかりのいえにはとても楽しんで通っています。
・洗濯物をたたんでくれたり、野菜の皮を剥いたり、切る手助けをしてくれます。
・ひかりのいえに行く日はいつも楽しみにしています。さまざまな体験ができて、
子どもたちにとって良い刺激になっていると感じます。
藤枝に引っ越してから本当にお世話になりました。ひかりのいえには感謝しています。
・時々大人っぽい言動を見せるようになったと感じます。本当にありがとうございます！
・ひかりのいえに望むことはありません。宿題もやっていただけるので助かっています。

学校からの意見

・学校、家庭だけでは行えない支援をしていただき感謝しています。
・学校などでは伝えられない生徒の悩みや、困難さを聞き取り受け止めていただき、学校に連絡していただくことでとても助かっています。
・児童が家庭で味わえないことを体験させていただき心から感謝しています。
・ とても落ち着いて生活できるようになってきています。
・食事、衣料品の選択など「ひかりのいえ」のみなさんのご尽力に感謝しています。
・家庭の状況を改善させていくことは学校では困難です。
・季節にあった行事を行ってくださったり、基本的な生活習慣を教えてくださったりしていることが、家族にあたたかなかかわりを増やしていると思います。
・「ひかりのいえ」の活動について十分理解できていなくて済みませんが、いろいろな大人とかかわって、多くのことを学び、自立できる人に成長してほしいと願います。
・「ひかりのいえ」や行政との連携について考えていく必要性を感じています。
・「ひかりのいえ」での子どもたちの様子を教えていただける場の設定があると嬉しいです。

3.スタッフのスキルアップ研修
講　師:[redacted]教授　（浜松学院大学短期大学部）令和7年2月26日(水)
三つのケースとり上げ、それぞれ経過を教授に説明し、教授からはケースごとに今に至った原因及びこれからの対応について、詳細にご指導いただきました。

第1号議案

令和5年度と規定非営利活動法人集いの場所サンライズ 事業報告書

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（令和6年4月1日から令和6年3月31日まで）

規定非営利活動法人集いの場所サンライズ
理事長 野村美成

皆様のご支援とご協力のおかげで、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供することができましたことを心より感謝しています。

藤枝市は和6年4月1日に「藤枝市こども基本条例」を施行しました。こどもにとって大切な4つの権利とは、①安心して健康に生きる権利②個性が尊重され自分らしく生きる権利、③個性が尊重され自分らしく生きる権自ら守り、

④守られ、育まれる権利、社会に参加する権利です。これらこどもの権利は私たち大人が守っていくことが大切であることを胸に刻んで子どもたちと接してきました。

最後に、今年度も子どもたちの未来を共に支え、育んでいくために、どうぞ変わらぬご支援とご協力を賜

1.子どもの居場所 ひかりのいえ　実績

(1)利用者の人数及び開所日数

月	支援者（人）				従事者（人）				実施日数
	子ども		小計	法人会員	ボランティア	その他	小計	総計（人）	
	ひとり親	その他							
4月	50	31	81	55	75	2	132	213	19
5月	55	24	79	55	79	3	137	216	19
6月	53	22	75	69	63	2	134	209	18
7月	52	25	77	75	62	1	138	215	20
8月	40	15	55	50	47		97	152	15
9月	47	19	66	56	63		119	185	17
10月	50	21	71	74	76		150	221	21
11月	50	21	71	67	63		130	201	18
12月	42	19	61	55	65		120	181	16
1月	48	21	69	60	73	1	134	203	18
2月	37	19	56	58	75		133	189	18
3月	37	19	57	52	66		118	175	15
合計	561	256	818	726	807	9	1,542	2,360	214

(2)誕生日のお祝い

4月0人、5月 6人、6月2人、7月 3人、8月2人、 9月 1人、10月 2人、11月 3人
12月 2人、1月 4人　 2月 2人　 3月 4人　 合計 31人

(3)廊下の補修工事を実施

玄関から送炭室及び卓球部屋にかけての廊下が、2か所ほど大きく沈むことがあったので業者に依頼して全面上張をして修理しました。

また、冷蔵庫前に床がやはりへこんでいたので、根太の補強を実施し安全に通ることができるようにしました

(4)同窓会の実施

好評で回数を増やしてほしいと要望がありました。毎回メンバーはほぼ固定ですが、ひかりのいえでのつながりを求めているメンバーであることがわかります。

実施日	4/21(日)	7/21(日)	10/20(日)	1/19(日)
参加人数	7	7	7	7

(5)歳時記に合わせたイベント

・ジャガイモ収穫　・さつま芋の苗植え　・七夕飾り　・夏祭り屋台風食事　・花火　・たこ焼きパーティ
・クリスマス　・餅つき　・恵方巻　・ひな祭り

以上

第2号議案

令和6年度NPO法人集いの場所サンライズ収支決算書

科目		決算額	予算額	説明（内訳）
収入	繰越金	2,981,665	2,981,665	2979553
	委託料	11,500,000	11,500,000	
	年会費	246,000	250,000	個人正会員 22名、個人賛助会員 37名、団体正会員 2社 団体賛助会員 1社
	寄付金	301,755	265,000	
	預り金	103,600		年末調整
	その他	2,797	3,335	預金利息
合計		15,135,817	15,000,000	

科目		決算額	予算額	説明（内訳）
支出	消耗品費	117,831	250,000	洗剤、消毒液、文房具、カードゲーム他
	材料費	473,633	450,000	食材費
	諸謝金	7,552,000	7,500,000	報償費、ボランティア諸謝金
	通信費	89,661	120,000	電話代、インターネット利用料金
	レクリエーション	24,790	100,000	芋ほり1回、餅つき、花火等
	賃貸料	1,085,280	1,100,000	家賃、駐車場料金
	リース料	1,251,600	1,100,000	車両リース料金
	燃料費	122,220	150,000	ガソリン代金
	水道光熱費	165,152	150,000	電気代、上下水道代
	広告費	7,185	100,000	チラシ作成代金
	保険料	75,417	200,000	ボランティア保険、行事保険
	備品費	246,012	500,000	冷凍・冷蔵庫
	その他	403,181	3,280,000	廊下、キッチン床補修工事、ひかりのいえ助成金
繰越金		3,521,855		
合計		15,135,817	15,000,000	

第3号議案

令和6年度NPO法人集いの場所サンライズ 事業計画書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

規定非営利活動法人集いの場所サンライズ
理事長 野村美成

1.事業方針

藤枝市は令和6年4月1日に「藤枝市こども基本条例」を施行しました。
こどもにとって大切な4つの権利とは、「①安心して健康に生きる権利②個性が尊重され自分らしく生きる権利、③個性が尊重され自分らしく生きる権④自ら守り、守られ、育まれる権利、社会に参加する権利」です。これらこどもの権利は私たち大人が守っていくことが大切であることを胸に刻んで子どもたちと接してきました。

令和7年度も引き続き、「ひかりのいえ」が子どもたちにとって安心して過ごせる場であり続けるために、そして子どもたちの健やかな成長と心の豊かさを育（はくく）む場になるため全力を尽くしてまいります。

皆さまのご意見やアイデアを積極的に取り入れながら、より良い子ども居場所「ひかりのいえ」にすることに努めていきたいと考えております。

最後に、今年度も子どもたちの未来を共に支え、育んでいくために、どうぞ変わらぬ

2.事業計画

(1)官民協働育成支援事業「ひかりのいえ」を週4回、年間で200日以上開所します。
じゃがいも収穫、さつま芋収穫、餅つきなどの開所日以外のイベント活動を含む。
(2)季節に応じたイベントをこどもと一緒に考えて実行します。
(3)市役所の子ども若者支援課と連携して発達障害、不登校に関する専門の講師による研修会を実施します。
(4)令和5年に始めたひかりのいえ卒業生の同窓会を年間に4回程度実施します。
(5)近隣の大学などに働きかけて学生アルバイトを募集します。

以上

第4号議案

令和7年度NPO法人集いの場所サンライズ予算書(案)

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

科目		本年予算額	前年決済額	説明（内訳）
収入	繰越金	3,521,855	2,981,665	
	委託料	12,000,000	11,500,000	藤枝市子ども若者支援課からの委託金
	年会費	200,000	246,000	個人正会員　24名、団体法人正会員1社 個人賛助会員41名、法人賛助会員　1社
	寄付金	200,000	301,755	
	預り金	76,000	103,600	
	その他	2,145	2,797	預金利息など
合計		16,000,000	15,135,817	

科目		本年予算額	前年決済額	説明（内訳）
支出	消耗品費	200,000	117,831	洗剤、消毒液、文房具、カードゲーム他
	材料費	500,000	473,633	食材費
	諸謝金	8,000,000	7,552,000	報償費、ボランティア諸謝金
	通信費	120,000	89,661	電話代、インターネット利用料金
	レクリエーション	100,000	24,790	芋ほり2回、餅つき、花火等
	賃貸料	1,200,000	1,085,280	家賃、駐車場料金
	リース料	1,300,000	1,251,600	車両リース料金
	燃料費	150,000	122,220	ガソリン代金
	水道光熱費	180,000	165,152	電気代、上水道代、下水道代
	広告費	50,000	7,185	チラシ作成代金
	保険料	100,000	75,417	ボランティア保険、行事保険
	備品費	300,000	246,012	パソコンほか
	その他	300,000	403,181	車両修理代金ほか、床板補強費
繰越金		3,500,000	3,521,855	
合計		16,000,000	15,135,817	

様式第１－１号

整理番号	4－7

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・(事務所費)・人件費		
内　　容	事務所電気料（令和７年４月分）		
年　月　日	令和7年4月15日～令和　　年　　月　　日	金　　額	7,220　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

7-04-15　　(ﾁｭｳﾌﾞﾃﾞﾝﾘｮｸ)　電気　　14,441

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で使用のため	14,441　円	1／2 %	7,220　円

令和　7年　4月16日発行

口座振替払済のお知らせ（電気料金等領収証）

毎度お引立ていただきありがとうございます。
令和　7年　4月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

■振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額（再掲）
令和　7年　4月15日	14,441円	1,312円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は担当窓口までご連絡ください。	

■領収金額の内訳

お客さま番号	日程	契約種別	領収金額 円	精算額等 円	初回引落割引額 円 銭	記事
おなまえ		容量 / ご使用量 kWh/m3	消費税等相当額（再掲） 円	（金額再掲） 再エネ発電促進賦課金 円	燃料費調整額 円 銭	
[redacted]		おとくプラン	8070		-55.00	
ふじのくに県民クラブ藤枝　佐野愛子事務所		60A / 222	733	774	364.08	
[redacted]		ビジとくプラン	6371			
ふじのくに県民クラブ藤枝　佐野愛子事務所		3kW / 144	579	502	236.16	

◎ごあんない　お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。
◎おことわり　領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。
月分、金額を修正したものは無効でございます。

中部電力ミライズ株式会社

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

作成地 名古屋市東区東新町

様式第１－１号

整理番号	4-8

支　出　証　拠　書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	駿河湾フェリー清水港新ターミナルオープン記念式典出席		
年　月　日	令和７年４月18日～令和　年　月　日	金　　額	1,980　円

目　的	駿河湾フェリー清水港新ターミナルオープン記念式典出席
使　途	往復JR運賃（藤枝駅～清水駅）及び駐車料
政務活動・県政との関連性	駿河湾フェリーの利活用推進策を提案する参考にする 県民への公報のきっかけとする

≪領収書貼付枠≫

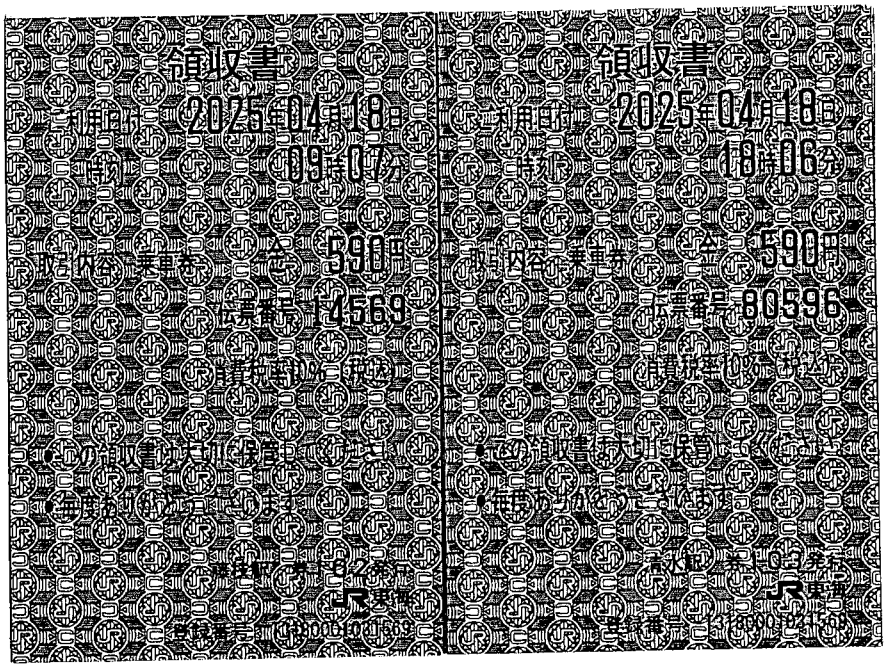

管理番号:0068
藤枝駅西駐車場
リブレ株式会社
全て消費税込１０％適用対象
登録番号:T9080001005701

領　収　証

入庫日時 2025年04月18日 09時02分
出庫日時 2025年04月18日 18時57分
No.01-004257　券No.01-973451

駐車料金（一般　）	800円
料金計	800円
投入現金	1,000円
釣銭額	200円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,980　円	100%	1,980　円

様式第１－２号

整理番号	4－9

支　出　証　拠　書（各種団体会費）

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　　佐野愛子　　）

経費項目	調査研究費・研修費		
内　　容	内外情勢調査会　会費（令和７年４月１日～令和８年３月31日）		
年　月　日	令和７年４月22　日～令和　年　　月　　日	金　　額	253,440　円

会の趣旨・目　的	内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進
会の活動内容等	全国の企業経営者や諸団体のﾄｯﾌﾟが入会し、会員への資料提供や講演活動を行う
政務活動・県政との関連性	会で得た情勢や知識を本会議や委員会での提言に生かす

≪領収書貼付枠≫

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（　定款、規定　）

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	253,440　円	／ 100　％	253,440　円

[redacted]

[redacted]

静岡県議会議員
佐野　愛子　　様

お客様番号 [redacted]

領収証

静岡県議会議員
佐野　愛子　　様

領収日
領収番号 [redacted]

領収金額　　253,440円
（消費税等　　23,040 円を含む）

期　間　令和 7年 4月 1日~令和 8年 3月 31日

▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局　（TEL:054-252-1823）

当会は一般法人（非営利型）につき、収入印紙は貼り付けいたしません。

種類	配信先（敬称略）	数 量	月 額	月数	領収金額
会費		1	19,200	12	230,400
		10%	【対象金額】		230,400
			【消費税等】		23,040

上記の通り領収いたしました。

〒1[redacted]
東京都中央区銀座[redacted]目１５番８号
一般社団法人内外情勢調査会
会[redacted]彦
電[redacted]番

一般社団法人 内外情勢調査会 印

[redacted]

静岡県議会議員
佐野　愛子　　様
お客様番号 [redacted]

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容の問合せは右記まで。
発行責任者　事務局長　[redacted]　連絡先　03-3546-7021
事務担当者　東京事業推進部長　　連絡先　03-3546-7037
下記振込先の口座名義人は「一般社団法人内外情勢調査会 ｼﾔ)ﾅｲｶﾞｲｼﾞｮｳｾｲﾁｮｳｻｶｲ」です。

下記の金融機関へお振り込み下さい。
みずほ銀行　　内幸町営業部　　普通 1589936

請求書

静岡県議会議員
佐野　愛子　　様

請求金額　253,440円
（消費税等　23,040 円を含む）

請求期間　令和 7年 4月 1日~令和 8年 3月 31日
（支払期日　令和 7年 4月30日）

請求日
請求番号 [redacted]

〒1[redacted]
東京[redacted]区[redacted]目１５番８号
一般社団法人内外情勢調査会
[redacted]

登録番号：T1010005018622

種類	配信先（敬称略）	数量	月額	月数	請求金額
会費		1	19,200	12	230,400
		10%	【対象金額】		230,400
			【消費税等】		23,040

（TEL：054-252-1823）

振替払込請求書兼受領証〔振込金(兼手数料)受領書〕

この受領証は、大切に保管してください。

口座記号番号	00120-3 [redacted] 45104
加入者名	一般社団法人 内外情勢調査会
金額	※ 253,440円
振込先	
ご依頼人	おなまえ ※ [redacted] 静岡県議会議員 佐野　愛子　様
料金	（消費税込み） 0 円
備考	
日附印	藤枝 7.4.22 23003

（ゆうちょ銀行）

一般社団法人内外情勢調査会定款

昭和29年12月 1 日 設立
昭和30年 2 月 4 日 許可
平成15年11月 1 日 改定
平成24年 4 月 1 日 改定
令和 3 年 6 月30日 改定
令和 4 年 6 月29日 改定

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、一般社団法人内外情勢調査会と称する。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2　この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章　目的および事業

（目的）

第3条　国内外の情勢について、国民の知識の向上と理解の増進を図り、国内外の情報の収集、分析および調査を行うとともに、地域社会と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（1）講演会等の開催
（2）国内外の情勢についての情報、資料の収集および調査
（3）前号にて収集した情報、資料の翻訳、分析、編集、配布
（4）前２号の委託および受託
（5）図書等の刊行
（6）会員相互の交流と健全な発展に資する事業
（7）その他この法人の目的達成に必要な事業

2　前項の事業は、日本国内および海外で行う。

第3章　会員

（種別）

第5条　この法人に次の会員を置く。

（1）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
（2）一般会員　　この法人の事業に参加することを主たる目的として入会した法人、団体又は個人
（3）名誉会員　　この法人に功労のあった者又は学識経験者で会長が承認した者

2　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第６条　この法人の正会員および一般会員になろうとする者は、総会において定める一般社団法人内外情勢調査会入退会規程（以下「入退会規程」という。）に基づき、入会申込書を会長に提出して、会長の承認を得なければならない。

2　会長は、前項の申込みを受けたときは、入退会規程に基づき、当該申込みを承認するか否かを決定し、決定後速やかに結果を本人に通知するものとする。

（会費）

第７条　会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める一般社団法人内外情勢調査会会費規程（以下「会費規程」という。）に基づき、会費を支払わなければならない。ただし、名誉会員は会費規程により、会費の支払を免除されることがある。

（会員の特典）

第８条　会員は、この法人が開催する講演会等を聴講する資格を有し、この法人が提供する資料等の配布を受けることができる。

（任意退会）

第９条　会員は、入退会規程に基づき、所定の期日までに退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、定款第１２条第２項の規定により、既に支払われた会費は理由の如何を問わず一切返還しないものとする。

（除名）

第10条　会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の議決を得て、これを除名することができる。

（１）この定款その他この法人の規程・規則に違反したとき

（２）この法人の名誉をき損し又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

（３）その他除名すべき正当な事由があるとき

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第11条　前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）会費を納入せず、督促後なお会費を２年以上納付しないとき

（２）総正会員が同意したとき

（３）会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

（４）死亡、解散又は破産したとき

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事、監事の選任又は解任

(3) 理事および監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散および残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類および開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会および臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項および招集の理由を示して請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は前条第3項第2号の規定による請求があったときは、理事会の決議を経て、請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 第15条第3項第2号の規定に基づく臨時総会を開催した場合には、出席正会員のうちから議長を選出する。

（定足数）

第18条 総会は総正会員数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

（決議）

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 第１項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）会員の除名

（２）監事の解任

（３）定款の変更

（４）解散

（５）その他法令で定められた事項

（書面議決等）

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第１項の規定により議決権を行使する場合は、当該正会員は出席したものとみなす。

（総会の決議の省略）

第21条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会への報告の省略）

第22条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長および出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人２名以上が、記名押印する。

第５章　役員

（種類および定数）

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事　3名以上11名以内

(2)監事　1名以上3名以内

2　理事のうち1名を代表理事とし、2名以内を一般社団・財団法人法に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任)

第25条　理事、監事は、総会の決議によって選任する。

2　代表理事および業務執行理事は、理事会において選定する。

3　前項で選定された代表理事は、会長に就任する。

4　理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より常任理事1名を選定することができる。

5　この法人の理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。

6　監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

第26条　理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3　常任理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4　会長、常任理事および業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第27条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　増員により選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、現任理事の残任期間とする。

5　理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条　役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

（報酬等）

第30条 役員には、職務執行の対価としての報酬を支給することができる。

2　役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3　前二項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定めるところによる。

（損害賠償責任の免除又は限定）

第31条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2　この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る）および監事の間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

（顧問）

第32条 この法人に、任意の機関として、１名以上５名以下の顧問を置くことができる。

2　顧問は会長の諮問に応え、会長に対し、助言し意見を述べることを職務とする。

3　顧問の選任および解任は、理事会において決定する。

4　顧問の報酬は、無償とする。

第６章　理事会

（構成）

第33条 この法人に理事会を置く。

2　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第34条 理事会は、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）代表理事および業務執行理事の選定並びに解職

（４）総会の日時および場所並びに目的である事項の決定

（開催）

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）会長が必要と認めたとき。

（２）会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（４）一般社団・財団法人法の規定により監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、理事会を前条第３号の規定により理事が招集する場合および前条第４号の規定により監事が招集する場合を除く。

2　前条第３号の場合は当該理事が、前条第４号の場合には当該監事が、理事会を招集する。

3　会長は、前条第２号又は前条第４号に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4　理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに、各理事および各監事に対して通知しなければならない。

5　前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第37条　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（定足数）

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第41条 理事又は監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2　前項の規定は、第２６条第４項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2　出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

（理事会運営）

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第7章　資産および会計

（財産の種別）

第44条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の２種類とする。

2　この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。

3　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持および処分）

第45条 基本財産についてこの法人は、適正な維持および管理に努めるものとする。

2　やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の３分の２以上の議決を得なければならない。

（財産の管理・運用）

第46条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行う。

（事業年度）

第47条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画および収支予算）

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告および決算）

第49条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2　前項の承認をうけた書類のうち、第１号、第３号、第４号の書類については、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3　第１項第１号から第５号の書類および監査報告（以下「計算書類等」という）を定時総会の日の１週間前の日から５年間、主たる事務所に備え置くとともに定款および正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4　正会員およびこの法人の債権者は、計算書類等および定款について、正会員は正会員名簿について、この法人の業務時間内はいつでも、それぞれ法令の定めるところにより閲覧等の請求をすることができる。

（会計原則等）

第50条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第51条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第8章　定款の変更、合併および解散

（定款の変更）

第52条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

（合併等）

第53条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第54条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第55条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする公益法人若しくは公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第9章　　事務局

（設置等）

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、所要の職員を置く。

3　重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第10章　公告の方法

（公告の方法）

第57条 この法人の公告の方法は電子公告による。

2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章　情報公開および個人情報の保護

（情報公開）

第58条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則による。

（個人情報の保護）

第59条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章　補則

（委任）

第60条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の代表理事は次に掲げるものとする。

中田正博

4　この法人の登記の日に就任する理事および監事は次に掲げる者とする。

理事…[redacted]

監事…

一般社団法人内外情勢調査会会費規程

平成２４年４月１日施行
令和５年６月２８日改定
令和６年１月１日改定

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人内外情勢調査会（以下「この法人」という。）の定款第７条に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

（会費）

第２条　正会員および一般会員は、入会する本・支部により設定された次の年会費（税別）を納入しなければならない。

年会費　276,000 円…東京本部

年会費　244,800 円…城南、城北、東京北、銀座、東京東、葛飾、新宿

年会費　230,400 円…札幌、宮城、多摩、武蔵野、八王子、横浜、横浜みなと、千葉、さいたま、名古屋、静岡、大阪、河北、堺・泉州、大阪南、東大阪、大阪シティ、北おおさか、京都、神戸、広島、福山、広島中央、福岡

年会費　216,000 円…苫小牧、帯広、釧路、旭川、石巻、青森、弘前、八戸、秋田、盛岡、岩手県南、山形、荘内、福島、郡山、いわき、会津、江戸川、飛鳥、川崎、平塚、小田原、横須賀、武相、川崎北、厚木県央、湘南、東葛、南房総、東葛北部、成田、熊谷、川口、川越、埼玉東部、埼玉西部、群馬、桐生、宇都宮、足利、佐野、栃木県北、茨城、茨城県南、山梨、富士、長野、上田、松本、諏訪、新潟、長岡、知多、春日井、岡崎、豊田、刈谷、西尾、豊橋、浜松、沼津、清水、岳南、中東遠、志太、島田榛原、岐阜、大垣、東濃、津、四日市、松阪、富山、石川、福井、尼崎、姫路、阪神、滋賀、滋賀北、奈良、和歌山、呉、岡山、倉敷、鳥取、米子、松江、山口、宇部、周南、岩国、下関、松山、新居浜、今治、南予、宇和島、香川、徳島、高知、久留米、北九州、佐賀、長崎、長崎県央、佐世保、熊本、八代、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

年会費　180,000 円…西武、さわやか

年会費　120,000 円…飛騨

（会費の納期）

第3条　正会員および一般会員は、入会時・入会期間更改時の月の末日までに、年会費の全額を納付しなければならない。ただし、会員が官公庁の場合に限り、会費3カ月分（年会費の4分の1）ごとの後払いによる納付を認めるものとする。

（会費の免除）

第4条　名誉会員の会費は免除することができる。

2　理事会が特別な事情を認めた支部につき、一般会員の会費を減額する場合がある。対象となる会員および会費は、当該支部が別途定め、会長の承認を受けるものとする。

附　則

この規程は、一般社団法人内外情勢調査会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

様式第１－３号

整理番号	4-10

支　出　証　拠　書（入館料）

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　　佐野愛子　　）

経費項目	調査研究費		
内　　容	横浜美術館視察		
年　月　日	令和７年４月23日～ 令和　　年　　月　　日	金　　額	13,520　円

目　的	横浜美術館改装と効果について事情聴取
応対者	経営管理グループ長：[redacted]　公報渉外：[redacted]
政務活動・県政との関連性	横浜美術館の取り組みを県立美術館への提言に役立てる

≪領収書貼付枠≫

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	13,520　円	／ 100%	13,520 円

藤枝 ⟷ 新横浜

領収書

Receipt

_____ 様

領収年月日　2025.-4.23　登録番号：T3180001031569

金額　￥11,220（消費税等込み）　税10%

〔クレジット扱い〕

購入商品　ＪＲ乗車券類

（50187　4枚）

東海旅客鉄道株式会社

藤枝駅－ＭＶ発行　60188-01

印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済

横浜美術館　YOKOHAMA MUSEUM OF ART

〒2200012
神奈川県 横浜市西区
みなとみらい 3-4-1 横浜美術館
045-221-0300
https://yokohama.art.museum/

レシート番号: vd1B

領収書

佐野 愛子 様

2025年4月23日	PayPay
小計	¥1,800
A 課税（10%）[内税]	¥163
合計	**¥1,800**

税率	税抜	税金	合計
A（10%）	¥1,637	¥163	¥1,800

PayPay　¥1,800

但し:

チケット代として

上記正に領収いたしました

収入印紙

登録番号: T3020005007028

オーレ藤枝
第５パーキング

領収証
有限会社新日邦
登録番号T9-0800-0201-8306

精算機 #01	A 精算No.000717	
発券機 #01	発券No.010479	
入庫時刻	2025年 4月23日(水)	06:05
出庫時刻	2025年 4月23日(水)	21:44
駐車時間		13:39
駐車料金	A料金	500円
合 計		500円
現金領収額		500円
お預り		500円
お釣り		0円

上記合計金額は消費税率10％対象です。
またのご利用をお待ちしております。

みなとが、ひらく

横浜美術館

[redacted]
経営管理グループ長
[redacted]

公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団
〒220-0012
神奈川県横浜市西区みなとみらい3-4-1
Tel. 045-221-0307 [直通]
Fax. 045-221-0317
https://yokohama.art.museum

みなとが、ひらく

横浜美術館

[redacted]
経営管理グループ
担当グループ長（広報・渉外）
[redacted]

公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団
〒220-0012
神奈川県横浜市西区みなとみらい3-4-1
Tel. 045-221-0300 / 045-221-0368 [直通]
Fax. 045-221-0317
https://yokohama.art.museum

様式第２号

県　外　調　査　概　要　書

２０２５年　５　月　７日

会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・佐野愛子

目　　的	横浜美術館視察
年　月　日	２０２５年４月２３日
場　　所	横浜市西区みなとみらい　横浜美術館
内　　容	１　行程 自宅（自家用車）　⇔　藤枝駅（JR）⇔静岡駅（新幹線）⇔新横浜⇔みなとみらい横浜美術館 ８：２３　８；５７　１０：１０　１０：４０～１２：００ ２　応対者 経営管理グループ長 [redacted] 経営管理グループ ３　聴取内容 ・改築について ３年間閉館して大掛かりな改築を行った。電気系統や水回り、トイレなどを整備した。総費用約１２０億円　作品の移転やオフィスの借り上げなどの費用もかかっている。 バリアフリー化のためエレベーターを設置したことにも費用がかかった 思い切った改築であった ・成果 市民に期待される美術館たるべく心機一転　リニューアルオープン記念「おかえり　よこはま」という企画展により横浜の歴史を振り返る　市民と密着した展示

様式第２号

	・取り組み 子ども向けワークショップに力を入れる　年間６０回学校単位で受け入れ 市立美術館の特性を生かし市民に還元する 美術作品鑑賞体験を子どもにうちに経験する みなとみらいはなんと２０００社、１４万人が働く市のオフィス中心街である　特性を生かして企業とのコラボを広げている。 社員研修、営業に利活用する。社員のクリエイティブな活動を支援する。 新進気鋭のコピーライターやデザイナーを起用し斬新な空間を作り上げた ４　県政への反映 静岡県立美術館も改築はしたが、今後まだまだ手を入れる必要がある。 市民、県民へのアプローチの姿勢は共通するものがあるが大いに参考になる取り組みである。 今後若い感性を取り入れた思い切った刷新も必要となると思われる また、企画展では女性、子どもの生活に焦点を当てるなどジェンダーの視点も加味していた。女性館長が２代続いた成果でもあり県にも取り入れたい。

様式第１－１号

整理番号	4－11

支　出　証　拠　書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	事務員雇用（令和７年４月分）		
年　月　日	令和７年４月１～令和７年４月30日	金　　額	34,568　円

目　的	――――
使　途	――――
政務活動・県政との関連性	――――

≪領収書貼付枠≫

給与支払明細書

令和７年　４　月分

氏　名 [redacted]

給　与	通勤手当	支給額合計	控　除　額			差引支給額
			所得税	雇用保険料	控除額合計	
30.5H ¥1,200/h	日数７日 ¥350/日					
円 36,600	円 2,450	円 39,050	円	円	円 0	円 39,050
					受領印	[redacted]
					受領日	４月25日

ふじのくに県民クラブ　佐野愛子

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会業務も含まれているため稼働時間で案分	39,050　円	27h/30.5h %	34,568　円

会派様式第5号

雇 用 実 績 表

4 月 分	氏　　名	[redacted]

日	曜日	雇　用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	火	5	4.5	月初打ち合わせ、スケジュール確認、資料作成
2	水			
3	木			
4	金	5	4.5	資料作成
5	土			
6	日			
7	月			
8	火	4.5	4	資料作成
9	水			
10	木			
11	金	4	3.5	資料作成、電話対応、来客対応
12	土			
13	日			
14	月			
15	火	4	3.5	資料作成、電話対応、来客対応
16	水			
17	木			
18	金			
19	土			
20	日			
21	月			
22	火	4	3.5	資料作成、前期資料保存作業
23	水			
24	木			
25	金	4	3.5	資料作成、次月案内文書確認
26	土			
27	日			
28	月			
29	火			
30	水			
計		(A)　30.5	(B)　27	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 7 年 4 月 25 日

会派・議員名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子

{政務活動費充当計算}・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B){　　時間　　分}×単価{　　円}＝　　円

②総支給額{ 36,600　円}×27(B)／30.5(A)＝　32,400　円

様式第１－１号

整理番号	4-12

支出証拠書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・(人件費)		
内　　容	事務員雇用（令和７年４月分）		
年　月　日	令和７年４月１日～令和７年４月30日	金　　額	56,650　円

目　的	――――
使　途	――――
政務活動・県政との関連性	――――

≪領収書貼付枠≫

給与支払明細書

令和　7　年　4　月分

氏　名 [redacted]

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用保険料	控除額合計	
44H ¥1,200/h	日数11日 ¥350／日					
円	円	円	円	円	円	円
52,800	3,850	56,650			0	56,650
					受領印	[redacted]
					受領日	4月25日

ふじのくに県民クラブ　佐野愛子

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	56,650　円	/ 100%	56,650　円

様式第１－１号

整理番号	4-13

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	事務員雇用（令和７年４月分）		
年　月　日	令和７年４月１日～令和７年４月30日	金　　額	35,700　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

給与支払明細書

令和７年４月分

氏　名 [redacted]

給　与	通勤手当	支給額合計	控　除　額			差引支給額
			所得税	雇用保険料	控除額合計	
34H ¥1,050/h	日数　日 ¥　/日					
円 35,700	円	円 35,700	円	円	円 0	円 35,700
					受領印	[redacted]
					受領日	4月25日

ふじのくに県民クラブ　佐野愛子

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	35,700　円	/ 100%	35,700　円

様式第１－１号

整理番号	4-14

支　出　証　拠　書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	事務所電話通話料（令和７年４月請求分）		
年　月　日	令和7年4月28日～令和　　年　　月　　日	金　　額	3,062　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

*通帳記載欄に“ガス”と表示している説明文を別紙添付する

*ひかり電話オプション利用Ａ（Ｓ）の利用理由

オプション料990円の内訳は、着信電話転送550円、ナンバーディスプレイ440円である

着信転送は、夜間や休日に事務所で電話受信した場合、本人携帯電話へ転送する

ナンバーディスプレイは、留守番電話で受信した後、折り返し連絡する場合の電話番号確認ができる

また、電話対応時の聞き間違いを防ぐことができる

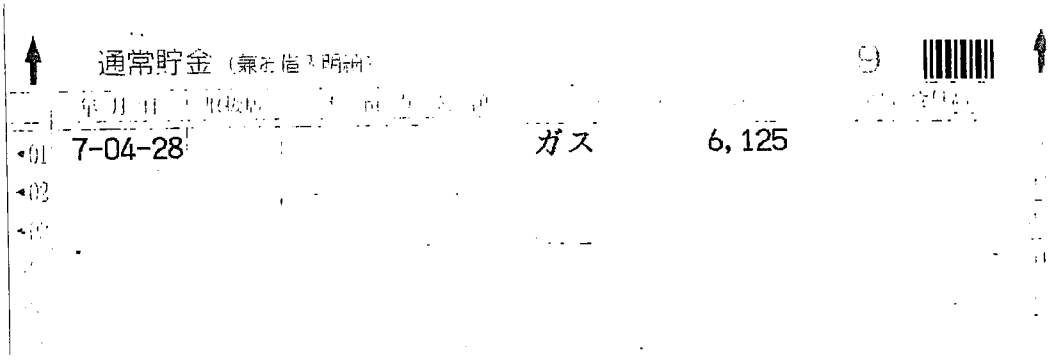
通常貯金（兼お預入明細）

7-04-28　ガス　6,125

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動で使用のため	6,125　円	1／2 %	3,062　円

No. 27653
発行日 2025年04月20日
登録事業者番号 T3080101016348

〒426-0037
藤枝市青木2-18-3

[redacted]

ふじのくに県民クラブ藤枝
佐野愛子事務所 御中

（株）ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク

〒410-0053
沼津市寿町8-28

メディアプラザ

TEL 0120-696-942 FAX 055-922-5694

請　求　書

お客様コード	ご請求日	ご請求金額(税込)
[redacted]	2025年04月28日	¥6,125

■ケーブルテレビ利用料（インボイス対象の請求になります。）

内　訳	数量	金額(税込)	税率	ご利用期間	登録事業者番号
ひかりdeネットベーシック(マンションF4)300M	1	¥4,547	10%	2025/04/01～2025/04/30	
継続割引	1	¥-330	10%	2025/04/01～2025/04/30	
やくそく割引(F4)	1	¥-367	10%	2025/04/01～2025/04/30	
ひかりdeトーク(S)0546890197	1	¥550	10%	2025/03/01～2025/03/31	
ひかり電話通話料(S)0546890197	1	¥732	10%	2025/03/01～2025/03/31	
ユニバーサルサービス料(S)0546890197	1	¥2	10%	2025/03/01～2025/03/31	
ひかり電話オプション利用料A(S)0546890197	1	¥990	10%	2025/03/01～2025/03/31	
電話リレーサービス料(S)0546890197	1	¥1	10%	2025/03/01～2025/03/31	
以下余白					
10%対象税込み		¥6,125	内消費税(10%)¥556		
非課税・不課税計		¥0	内消費税(0%)¥0		
小計		¥6,125			

■その他利用料（不課税等。インボイス対象の請求ではありません。）

内　訳	数量	金額(税込)	ご利用期間
以下余白			
小計		¥0	

お引落し元　郵便局
　引落日が金融機関の休日の場合、翌営業日に引落しを行います。

その他利用料に該当する商品につきまして、弊社では適格請求書の発行を行っておりません。
大変お手数をお掛け致しますが、提供元へのご確認をお願い致します。
提供元への確認方法等は https://www.thn.ne.jp/support/ に記載しておりますのでご確認ください。

様式第１－１号

整理番号	4-15

支　出　証　拠　書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　　佐野愛子　　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	静岡・朝日新聞購読料		
年　月　日	令和７年４月30日～令和　年　月　日	金　　額	7,300円

目　的	各方面における情報収集
使　途	４月静岡、朝日新聞購読料
政務活動・県政との関連性	政務活動おいて、広い分野の情報を得るための手段として活用する

≪領収書貼付枠≫

領収日　令和７年４月30日

2025年4月分　領収証　発証[redacted]

佐野　愛子　様

本郷286

銘柄	部数	金額
静岡新聞※	1	3,300*
朝日新聞朝刊※	1	4,000*

※は軽減税率対象　釣銭 10000 2700 5000 1000

合計金額
¥7,300*
8%対象　7,300円
内消費税　540円）

（口座振替分）

新聞や本を読むことから考える力や表現する力が養われます。

登録番号 T2080002017636

毎度ご購読有難うございます
上記金額正に領収致しました
年　月　日 領収
担当 [redacted]

有限会社 新聞販売いしかわ
静岡県藤枝市宮原534番地
(54)639-0126 0903

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	7,300円	／ 100%	7,300円

様式第１－１号

整理番号	4-16

支　出　証　拠　書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内　　容	ＦＭしまだコーナー料		
年　月　日	令和７年５月８日～令和　　年　　月　　日	金　　額	49,720　円

目　的	定期的に県政、地域情報を報告する
使　途	令和７年４月分コーナー料及び送金手数料
政務活動・県政との関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

≪領収書貼付枠≫

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-05-08	23003	通帳送金
記号		番号
*****		[redacted]
取扱番号	お取引金額	
N069	*49,500	
	残高	
	[redacted]	

島田掛川信用金庫
島田本店営業部
普通　916955
カ）エフエムシマタ゛

送金料金　*220円
振込予定日 07-05-08
サノ アイコ

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	49,720 円	／ 100%	49,720 円

[redacted]

御請求書

2025年4月30日

No. [redacted]

佐野　愛子　様

株式会社　FM島田
代表取締役　中根　弘貴
〒427-0042
島田市中央町5番の1　プラザおおるり3F
TEL:0547-34-1765　FAX:0547-34-5700
登録番号;T4080001014459

2025年4月度
期間　2025/04/01～2025/04/30

ご請求額　¥49,500

上記の通りご請求申し上げます。
来月末迄にお振込みをお願い致します。
※振込手数料は貴社ご負担にて
お願い申し上げます。

〈お振込み先〉
島田掛川信用金庫　島田本店営業部
普通　０９１６９５５
株式会社　ＦＭ島田

費　目	請求金額	備　考
コーナー料	45,000	
小　計	45,000	
消費税等 (10.0%)	4,500	
合　計	¥49,500	

[redacted]

整理番号	4-17

支 出 証 拠 書

（会派名・議員氏名　ふじのくに県民クラブ・　佐野愛子　）

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内　　容	携帯電話料及びモバイル通信料（令和７年４月請求分）		
年　月　日	令和７年２月21日～令和７年３月20日	金　　額	5,033　円

目　的	――――――
使　途	――――――
政務活動・県政との関連性	――――――

≪領収書貼付枠≫

除外するものは下記の通り

①　iPhone セキュリティパックプラス　600円（税別）

②　あんしん保証パック　1,164円（税別）

③　付属品　分割支払金／賦払金　402円（税込）

除外額の計算

（①600円+②1,164円）×1.1+③402円＝2,342円

請求額12,409円－除外額2,342円＝対象額10,067円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で1/2ずつを案分	10,067　円	1／2 %	5,033　円

画面ID：BNY060

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

（全3件） **並べ替え：** 番号 | 日付 摘要 メモ

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
002	2025年05月27日分	[redacted]円			出金	ﾍﾟｲﾍﾟｲｶｰﾄﾞ	

06月09日 06時00分時点

前ページ 1 次ページ

ダウンロード （CSVファイルでダウンロード）

トップページへ

ご利用代金請求明細書

佐野　愛子　様

PayPayカード株式会社
本社：東京都千代田区紀尾井町1番3号
コンタクトセンター：福岡市博多区博多駅前四丁目21番26号

ご請求金額	
ご利用カード	
お支払い日	2025/5/27
お支払い口座	
請求確定日	2025/5/20
お支払い方法	口座振替
ご請求金額	[redacted]

※ お支払い日の前日までにお支払い口座へご入金ください。
※ 金融機関での手続きの進捗状況により、上記口座からお引き落しができない場合があります。
※ 請求金額の確定前にキャンセルされたり、お支払いいただくことにより、請求金額が0円となった方にも、ご利用内容をご確認いただくために表示しております。

回数指定払い

利用日／キャンセル日	利用店名・商品名	利用者※1	決済方法	支払い区分※2	利用金額	手数料	支払総額	当月支払金額	翌月以降繰越残高	調整額
2025/3/20	ソフトバンクM	本人*	PayPayカード	1回	12,409円	0円	12,409円	12,409円	0円	0円
								回数指定払い小計 [redacted]	0円	0円

※ 利用店名に（再計算）の記載がある場合、ご利用金額の一部がキャンセルされ、キャンセル分がマイナスされた明細となります。
※「ヤフージャパン」と表示されている明細は、Yahoo! JAPANが提供する有料サービスの請求です。
※1「＊」表示のある明細は、当月新規売上のご利用分です。
※2 お支払い方法に加え、支払回数も併せて表示しております。表示内容については以下をご覧ください。

・1回：1回払い（ボーナス1回払い含む）
・均等：均等分割払い
・リボ：リボ払い
・ボ2回：ボーナス2回払い
・ボ併用：ボーナス併用払い
・一括＋a～d：売上処理時点でご指定された支払い方法の枠を超過したご利用分
・一括＋e・f：弊社会員規約に基づき、支払回数が変更になったご利用分

Summary of your charges

ご利用料金内訳明細書

請求先名 ： 佐野 愛子 様

発行日 2025年 4月 1日
ソフトバンク株式会社（ソフトバンク）
登録番号：T9010401052465

請求先番号: [redacted]
Billing number

請求月 ： 2025年3月分(2025年2月21日～2025年3月20日ご利用分)
Month of Issue

電話番号（お客さま番号等）	料金内訳	内訳金額（円）	税区分
[redacted]			
	基本料 基本プラン（データ）［2月21日～3月20日］	980	10%
	定額料 データプラン3GB（データ通信）	300	10%
	通信料 4G LTE／5Gモバイルデータ通信@0円 470232Pkt	0	10%
	（通信量合計 470232Pkt ［0.06GB］）		
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット（i）	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット（i）無料特典（467円 × 100%）	-467	10%
	割引 5年おトク割(データ通信)	-380	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	計	903	
[redacted]	＊＊		
	端末代 分割支払金／賦払金	2,175	対象外
	計	2,175	
[redacted]			
	基本料 基本プラン（音声）［2月21日～3月20日］	980	10%
	通話料 基本プラン（音声）	15,260	10%
	割引 家族割引（840円 × 100%）	-840	10%
	月額料 定額オプション＋	1,800	10%
	無料 定額オプション＋ 無料通話分	-14,420	10%
	無料 定額オプション＋ 無料通話分（SMS）	-15	10%
	定額料 データプラン3GB	1,500	10%
	割引 小容量割	-1,300	10%
	通信料 S！メール（MMS）@0円 10225Pkt	0	10%
	通信料 S！メール（MMS）（無料分）@0円 9Pkt	0	10%
	通信料 データ通信（4G LTE／5G）@0円 202119399Pkt	0	10%
	（通信量合計 202222173Pkt ［2.42GB］）		
	通信料 メール（SMS）	15	10%
	通信料 メール（SMS）（他社宛）	39	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット（i）	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット（i）無料特典（467円 × 100%）	-467	10%
	月額料 デザリングオプション	500	10%
除外	月額料 iPhoneセキュリティパックプラス	● 600	10%
	付属品 分割支払金／賦払金	● 402	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	その他 電話リレーサービス料	1	10%
	計	4,524	
[redacted]	＊＊		
除外	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	● 1,164	10%
	端末代 分割支払金／賦払金	3,025	対象外
	計	4,189	
	小計	11,791	
	課税対象額 計	6,189	
	課税対象10%	6,189	
	消費税等 計	618	
	消費税等10%	618	
	課税対象外 計	5,602	
	ご請求金額	● 12,409	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、（一社）電気通信事業者協会のHPをご参照ください。https://www.tca.or.jp/

※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。
※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。